	再生可能エネルギー発電設備の区分等	落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	○．五七円
		第二回			○．五五円
		第三回			○．四九円
		第三回追加入札			○．三七円
二	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回			四．七九円
		第二回			四．四三円
（略）					

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第四回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推	二十年間	○．四五円
		第五回			○．四五円
		第六回			○．七六円
		第七回			○．七六円

（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	（新設）
		（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
	（新設）	（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
（略）					

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推	二十年間	（新設）
		（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）
	（新設）	（新設）			（新設）
		（新設）			（新設）